

新市誕生20周年記念ロゴマークの使用に関する事務取扱要綱

令和7年4月4日

十日町市告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、新市誕生20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を十日町市（以下「市」という。）以外のものが使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークに関する一切の権限は、市に属する。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市民、各種団体、企業等が作成するポスター、パンフレット等又は販売する商品（以下「物品等」という。）に対し、使用できるものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としていると認められるとき。
- (3) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的としていると認められるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用すると認められるとき。
- (5) 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団関係者が関係していると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜し、又はそのおそれがあると市長が認めるとき。

(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、第3条の使用基準に基づき審査し、その可否をロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、ロゴマークの使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用期限)

第6条 ロゴマークの使用期限は、令和8年3月31日までとする。ただし、市長が

必要と認める場合は、この限りでない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(完成品の提出)

第8条 ロゴマークの使用を承認された物品等及び第4条ただし書の規定に該当する物品等の完成品は、速やかに市長に提出しなければならない。

(承認内容の変更等)

第9条 ロゴマークを使用するもの（以下「使用者」という。）は、承認されたロゴマークの使用を中止し、又は承認された内容等を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、変更に係る事項が軽微なものであると認められるときは、届出をもってこれに代えることができる。

(承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消したときは、その使用者に対して、ロゴマークの使用の承認を取り消した物品等の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第11条 市長は、前条の規定により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図（第2条関係）

1 カラー



2 モノクロ



様式第1号（第4条関係）

年 月 日

十日町市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名

㊞

新市誕生20周年記念ロゴマーク使用承認申請書

新市誕生20周年記念ロゴマークを使用したいので、新市誕生20周年記念ロゴマークの使用に関する事務取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用物品等の名称	
使用目的・方法	
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（ 日間）
使用数量	
担当・連絡先	部署名： 担当者： TEL： FAX： E-mail：

【添付書類】 企画書、原稿、図面、デザイン画その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

十日町市長

新市誕生20周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の使用承認につきましては、下記のとおり承認すること（承認しないこと）としましたので、新市誕生20周年記念ロゴマークの使用に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

使用物品等の名称	
使用目的・方法等	使用承認申請書のとおり
使 用 条 件	1. 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。 2. ロゴマークの図柄（色、形）を改変等して使用しないこと。 3. ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。 4. ロゴマークを使用した物品等を有料で販売する場合には、その販売する価格がロゴマークを使用する前の額と同額以下又は既製品の価格と同等以下の額とすること。 5. 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。 6. 承認されたロゴマークの使用を中止し、又は承認された内容等を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。 7. その他の条件は、新市誕生20周年記念ロゴマークの使用に関する事務取扱要綱に定めるところによる。